

大川村議会維持対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 大川村の議会維持及び大川村プロジェクトの加速化を図るため、県と大川村が共同で、大川村議会維持対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 大川村議会の維持に向けた課題の解決策
- (2) 大川村プロジェクトの加速化
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員及び組織)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 大川村 副村長、総務課長、事業課長、むらづくり推進課長、むらづくり推進課参事
- (2) 高知県 総務部長、地域産業振興監（嶺北地域担当）、市町村振興課長、計画推進課長、中山間地域対策課長

2 前項に掲げる者のほか、検討会議の座長（以下「座長」という。）が検討会議に諮った上で、必要に応じて委員を追加することができる。

(座長)

第4条 座長は、大川村副村長及び高知県総務部長の共同座長とする。

- 2 座長は、会務を総理するとともに検討会議を代表する。
- 3 座長の一方に事故があるときは、その職務を他方の座長が代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、大川村又は高知市において開催する。なお、第1回の検討会議は大川村において行うこととし、第2回以降については検討会議に諮って定める。

- 2 検討会議は、大川村で開催する場合は座長（大川村副村長）が、高知市で開催する場合は座長（高知県総務部長）が招集する。
- 3 検討会議の議長は、大川村で開催する場合は座長（大川村副村長）が、高知市で開催する場合は座長（高知県総務部長）がなるものとする。
- 4 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 検討会議は公開とする。ただし、検討会議において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 6 第3条に定める委員が検討会議を欠席する場合、検討会議に代理人を出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は大川村むらづくり推進課及び高知縣市町村振興課に置く。

- 2 検討会議の開催に関する事務は、大川村で開催する場合は大川村むらづくり推進課が、高知市で開催する場合は高知縣市町村振興課が担うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。